

保護者各位

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会  
育成センター事業課

## 西宮市立留守家庭児童育成センター 実費徴収金（おやつ代・行事費）振替口座変更について

育成センターでは、西宮市にお支払いいただく育成料の他に、おやつ代や行事費の実費徴収金として、ひと月当たり2,500円を保護者様にご負担いただいております。

その徴収方法につきましては、口座振替にて育成センター事業課が一括徴収させていただきます。つきましては、下記事項をお読みいただき、口座変更を希望の場合は手続きをおとりいただきますよう、お願いいたします。

### 記

#### 1. 提出書類

「アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」

なお、ご兄弟の場合も、児童1名あたりそれぞれ1部申込書が必要です。

#### 2. 提出先

必ず、西宮市社会福祉協議会育成センター事業課へご提出下さい。

取引金融機関の窓口には提出しないで下さい。

#### 3. 口座振替できる銀行等

ゆうちょ銀行を含め、保護者様が現在お持ちの、ほとんど全ての給与振込口座・家計口座から振替が可能です。

新たに、指定銀行、指定支店等で口座をおつくりいただく必要はありません。

ただし、ごく一部の信用組合、信託銀行、外国銀行など取り扱いできない金融機関があります。

詳しくは育成センター事業課（0798-36-7127）へお問い合わせ下さい。

#### 4. 提出期限及び振替開始月

通常、前月20日までに不備のない「自動払込利用申込書」を提出いただいた場合は、翌月の27日（27日が土曜・日曜・祝日等の場合は直後の銀行営業日）から振替を開始させていただきます。

#### 5. 口座振替日

毎月、ご利用月の27日（27日が土曜・日曜・祝日等の場合は直後の銀行営業日）にお届けの口座から実費徴収金（おやつ代・行事費）2,500円を振替させていただきます。

保護者様の振替手数料の負担はありません。

#### 6. その他

- ・実費徴収金の滞納や特別に別途実費が必要な場合を除き、現金での徴収はいたしません。
- ・「自動払込利用申込書」に記入誤りがあった場合は、必ず金融機関お届け印にて訂正印をお願いします。
- ・「自動払込利用申込書」の提出は「育成センター事業課」へお願いします。  
各センターで受付はできません。また、金融機関へ直接提出しないで下さい。
- ・記入事項のれや不備や印鑑相違があった場合は、再提出していただく必要がありますので、提出前に、「記入事項」・「金融機関お届け印」をよく確認いただいた上で、提出をお願いいたします。
- ・口座振替の領収書は発行いたしませんので、振替の確認は預金通帳でお願いいたします。

※アプラスは新生銀行グループの集金代行業者です。

<提出・問い合わせ先>

〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター内

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課 TEL 0798-36-7127

委託者コード	区分
2 0 8 1 5 3	0 0

顧 客 番 号													
0	2	0	8	1	5	0	0	0	0	0	0	0	2

委託者名等	社会福祉法人西宮市社会福祉協議会
料金の種類等	育成センター おやつ代・行事費

(フリガナ)	
契約者名	
ご住所	〒  TEL - -

## アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

収納企業 株式会社 アプラス 私は、左記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。(ゆうちょ銀行は除く)

ゆうちょ銀行				ゆうちょ銀行以外の金融機関			
種目コード	種別コード	払込先加入者名	株式会社 アプラス	金融機関コード		支店コード	
166	34	払込先口座番号	00920-6-15030	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		本店 支店 出張所 御中	
通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)		通帳番号 (右からつめてご記入ください)		預金種別		口座番号 (右からつめてご記入ください)	
1 0 ※				1 普通 (総合口座) 2 当座			
フリガナ				金融機関 お届け印	振替日・払込日		
口座名義人				印	アプラスの指定する日 27日 (非営業日の場合は翌営業日)		

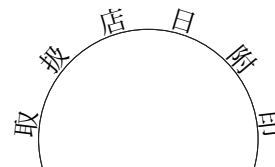
※ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

### 預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行は除く)

1. 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻し請求書の提出、または小切手の振出しはいたしません。
  2. 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。また、指定日以降に再度振替えられても異議はございません。
  3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、貴行はこの契約が終了したものと、お取扱いいただいても差し支えありません。
  4. 振替日に変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議はございません。
  5. 上記顧客番号につき、別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効とお取扱いいただいても差し支えありません。
  6. この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。
- 振替日(払込日) 株式会社 アプラスの指定する日(非営業日の場合は翌営業日)  
振替開始日(払込開始日) 株式会社 アプラス及び関係金融機関の事務手続完了次第

不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけ、至急アプラスにご返送ください。

金融機関記入欄	1. 印鑑相違	6. 預金取引なし	検 印	印鑑照合	受 付 印
	2. 印鑑不鮮明	7. 支店名相違			
	3. 預金種目相違	8. その他			
	4. 口座番号相違 ( )				
	5. 名義人相違				



※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

不備返却先 〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 マルイト難波ビル17階  
株式会社アプラス オペレーションセンター 口座振替係

捨印

(ゆうちょ銀行は除く)